

# 郡山市猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区の届出について

## ●猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区の届出について

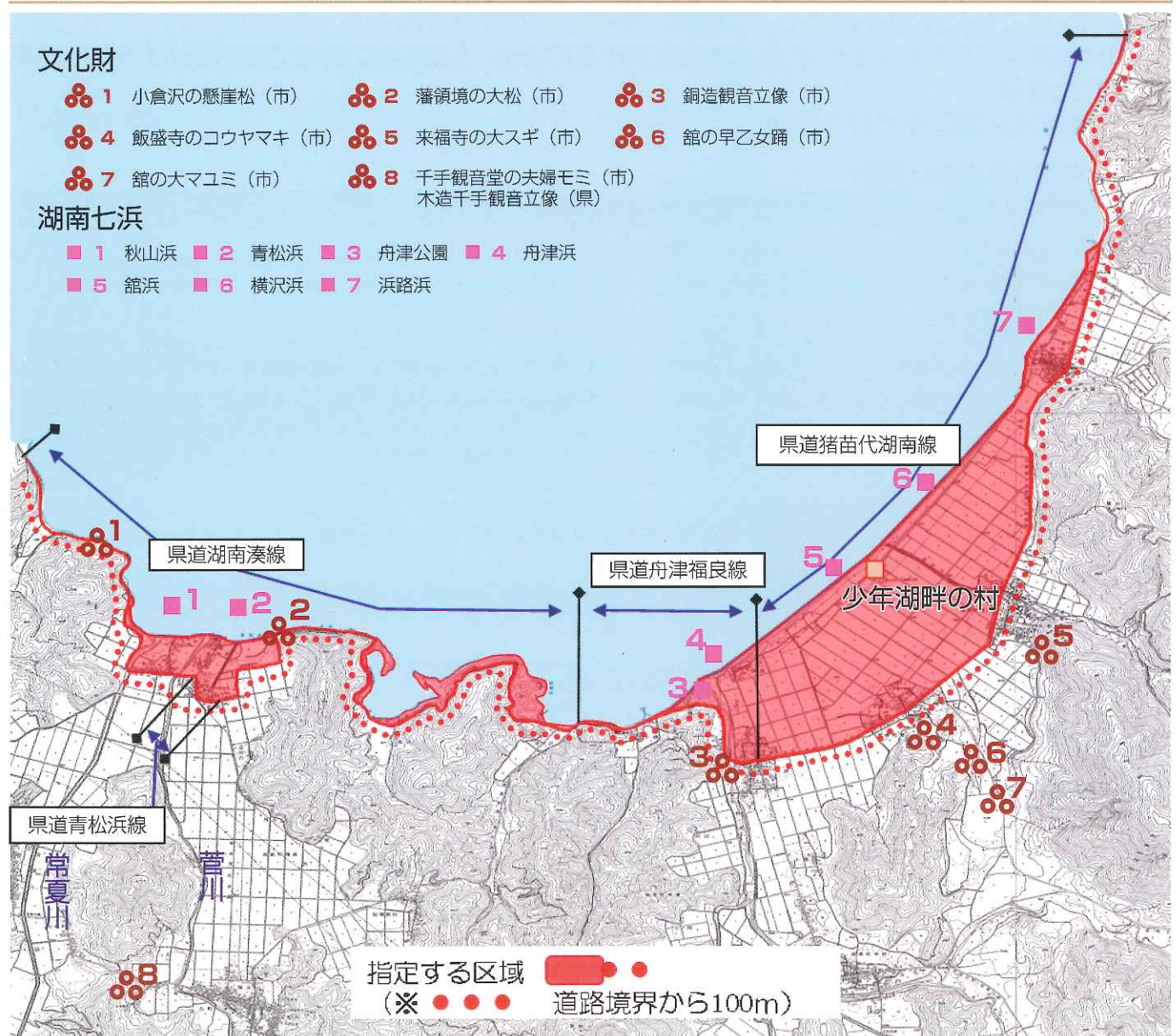
郡山市では、平成17年3月に「郡山市景観づくり条例」に基づき、磐梯山を対岸に望む猪苗代湖の広がりある眺望景観を特色とする優れた景観を有している湖南町の猪苗代湖湖岸周辺を「景観づくり重点地区」として指定しました。

この地区において、建築物及び工作物の建築等や広告物の表示等、土地の区画形質の変更などの行為を行う場合には、届出が必要となります。

また、一定の規模を超える行為（重点地区大規模特定行為）に該当する場合には、届出をする前に協議が必要となります。協議の際には、行為が周辺の景観に与える影響を調査、予測、自己評価し、協議の資料としていただきます。

これらの行為を行う場合には、「郡山市猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区景観づくり基準」に適合するよう、位置や規模、形態、意匠、色彩、素材、敷地の緑化などの事項において景観への配慮に努めていただきます。

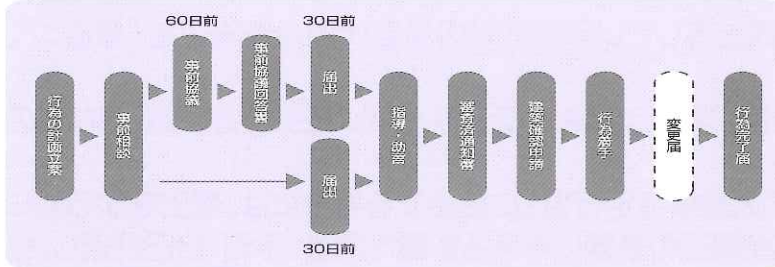
## ●猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区の区域図



## ●届出の期限について

猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区で行為を行う場合には、着手日の**30日前**までに郡山市都市整備部開発建築指導課へ届出が必要となります。また、重点地区大規模特定行為については、届出前に事前協議が必要となります。事前協議については、協議期間等を考慮して着手前の**60日前**を目安としてください。

### <届出の流れ>



### <重点地区大規模特定行為>

行為の種類	事前協議が必要な規模 (重点地区大規模特定行為)
建築物	高さ*13m超 又は 建築面積1,000m <sup>2</sup> 超
工作物	高さ*13m超 又は 築造面積1,000m <sup>2</sup> 超
広告物	高さ*13m超 又は 表示面積の合計15m <sup>2</sup> 超

\*高さは、建築基準法の高さ（平均地盤面からの高さ）ではなく見附の高さです。

## ●届出が不要な行為

- 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為
- 他法令による許認可等を要する行為  
(自然公園法、文化財保護法、都市計画法、福島県立自然公園条例、福島県文化財保護条例、郡山市文化財保護条例)
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更、土石の類の採取、屋外における物品の集積又は貯蔵
- 国、地方公共団体等が行う行為

### <通常の管理行為、軽易な行為>

対象行為	届出が不要な規模
<b>建築物</b> 新築、改築、増築又は移転 外観の模様替え又は色彩の変更	○行為に係る部分の床面積が10m <sup>2</sup> 以下のもの ○行為に係る部分の面積の合計が10m <sup>2</sup> 以下のもの
<b>工作物</b> 新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 新築、改築、増築又は移転 外観の模様替え又は色彩の変更	○高さが1.5m以下のもの（下記①） ○高さが5m以下のもの（下記②～⑤） ○高さが5m以下 かつ 築造面積10m <sup>2</sup> 以下のもの（下記⑥～⑯） ○行為に係る部分の面積の合計が5m <sup>2</sup> を以下のもの（下記⑥～⑯）
<b>広告物</b> 表示、設置、改造若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	○高さが5m以下 かつ 表示面積の合計が10m <sup>2</sup> 以下のもの
土地の区画形質の変更 (水面の埋め立て又は干拓を含む。)	○行為に係る部分の面積が300m <sup>2</sup> 以下 かつ 法面の高さ1.5m以下のもの
鉱物の掘採又は土石の類の採取	
屋外における物品の集積又は貯蔵	○高さが1.5m以下 かつ 集積又は貯蔵の用に供される土地の面積が100m <sup>2</sup> 以下のもの ○集積され、又は貯蔵された物品を外部から見通すことのできない場所での行為 ○集積又は貯蔵の期間が90日以下のもの
木竹の伐採	○高さが10m以下 かつ 伐採面積が300m <sup>2</sup> 以下のもの ○間伐、除伐等緑地管理のためのもの ○枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
仮設の建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	○存続期間が1年以内 (工事に必要な仮設の建築物等で工期が1年を超える場合は、その期間)
その他地盤面下又は水面下における行為	

※高さは、建築基準法上の高さ（平均地盤面からの高さ）ではなく見附の高さです。

※対象工作物

- ①擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀類 ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱類 ③煙突、排気塔類 ④電波塔、物見塔、風車類  
⑤電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 ⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナ類  
⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンド類 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント類 ⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設  
⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設類 ⑫彫像、記念碑類

◎問い合わせ先

郡山市役所 3階 都市整備部 開発建築指導課 景観係

TEL:024-924-2371 FAX:024-938-2720